



区役所からののお知らせ

4月2日にも区役所日曜開庁を行います

引っ越し等の手続きで多くの方が利用される年度始めの日曜日に開庁し、転入・転出に関わる窓口業務を行います。

とき▶4月2日(日) 9:00~17:30

※3月26日(日)は、通常どおり第4日曜開庁を実施します。

問合せ 区役所総務課 ☎6930-9625 FAX 6932-0979

HP <http://www.city.osaka.lg.jp/joto/page/0000388112.html>

「ふれあい城東」4月号は3月31日(金)に発行します

区広報誌「ふれあい城東」は毎月1日に新聞折込でお届けしていますが、4月号は3月31日(金)の新聞に折り込みます。なお、新聞を未購読の方への個別配付は4月1日(土)~5日(水)に行いますので、ご了承ください。

問合せ 区役所総務課(総合企画)

☎6930-9095 FAX 6932-0979

国民健康保険の届出をお忘れなく

就職などで国民健康保険を脱退されるときや、退職などで国民健康保険へ加入されるときは、事実の発生から14日以内の届出が必要です。国民健康保険では、自動的に加入や脱退の手続きがされることはありませんので、就職や退職をされた場合などには必ず届出をしてください。

加入の届出が遅れたときは、加入すべきときからの保険料をさかのぼって(最長2年間分)納めていただくこととなります。また、やむを得ない理由がある場合を除き、医療費の給付は届出日からになります。

問合せ 区役所窓口サービス課(保険年金・保険)

☎6930-9956 FAX 6932-0979

平成29年度の市営交通乗車料金福祉割引証等またはタクシー給付券

身体障がい者手帳、療育手帳、戦傷病者・被爆者健康手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方、または特別児童扶養手当1級受給世帯の方で、更新交付申請書を提出された方には、平成29年度分を3月末日までに送付します。

平成29年4月以降も利用を希望される方で、更新申請書をまだ提出していない方は早めにご提出ください。

問合せ 保健福祉センター保健福祉課(福祉)

☎6930-9857 FAX 6932-1295

生活技能訓練教室(社会復帰相談指導事業)

予約要 無料 区民対象

統合失調症を中心とする精神に障がいがある方を対象として、対人関係が円滑になることを目的に実施している教室です。社会生活に必要なコミュニケーション技能の訓練(SST)を行い、社会復帰・社会参加や就労への意欲を持っていただくことをめざしています。

参加を希望する方は下記問合せ先へご連絡ください。城東区役所で面談のうえご案内します。

とき▶城東区役所で面談のうえ決定
ところ▶中央区役所(中央区久太郎町1-2-27)

問合せ 保健福祉センター保健福祉課(保健活動)

☎6930-9968 FAX 6930-9936

悪質な住宅改修にご注意!

「介護保険の認定をお持ちなら無料で工事をしますよ」などと言って訪問し、強引に介護保険の要介護認定申請を迫ったり、不当に高い工事金額で強引に工事契約を迫るなど悪質な手口によるトラブルが急増しています。

不要な改修工事をしてしまうと、将来、本当に改修工事が必要となったときにできなくなる場合があります。

市役所・区役所から要介護(要支援)認定申請や住宅改修の勧奨のために訪問することはありません。

問合せ 保健福祉センター保健福祉課(介護保険)

☎6930-9859 FAX 6932-1295

個人市・府民税の申告は3月15日(水)までに

個人市・府民税の申告書は、3月15日(水)の申告期限までに、京橋市税事務所へ送付または持参してください。なお、区役所にも臨時申告会場を開設し、申告の受付を行っています。

前年中に所得がなかった方や個人市・府民税が非課税となる方でも、国民健康保険・福祉・公営住宅・教育関係の制度などにおいて所得の申告が必要な場合、課税(所得)証明書が必要な場合などは、個人市・府民税の申告が必要です。

なお、所得税の確定(還付)申告をされる方は、個人市・府民税の申告は不要です。

問合せ 京橋市税事務所 個人市民税担当
☎4801-2953 FAX 4801-2905

春の全国交通安全運動 4月6日(木)~15日(土)

交通安全講習会

申込不要 無料

実施日	会場
3月23日(木)	関目小学校
3月24日(金)	諏訪会館
3月27日(月)	榎並会館
3月28日(火)	城東小学校

講習時間▶18:30~1時間程度(受付は18:00~)

※駐車場はありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

問合せ 城東警察署交通課

☎6934-1234

ごみの分別について

大阪市では、次のとおり分類してごみの収集を行っています。ごみの分別にご協力をお願いします。

普通ごみ(週2回)

最大の辺または径が30センチメートル以下のもの、あるいは1メートル以内の棒状のもの



資源ごみ(週1回)

びん・缶・ペットボトル・金属製の生活用品(最大の辺または径が30センチメートル以下のもの、あるいは1メートル以内の棒状のもの)



古紙・衣類(週1回)

①新聞・折込チラシ②段ボール③紙パック④雑誌⑤その他の紙類(コピー用紙、包装紙、シュレッダーした紙など)⑥衣類(ジャケット、シャツ、ズボン、コートなど)の6種類に分けて出してください。



容器包装プラスチック(週1回)

商品を入れるもの、商品を包むもので、中身の商品と分離した後、不用となるプラスチック製の容器や包装



※各分類で対象外のものや、出し方の注意点など詳しいことは、「ごみのマナーABC」または、ホームページをご覧ください。「ごみのマナーABC」が必要な方は、区役所1階の総合案内までお越しください。なお、多数必要な場合は下記問合せ先までご連絡ください。

粗大ごみの収集について

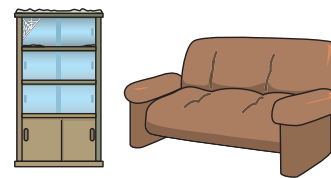
粗大ごみ(最大の辺または径が30センチメートル以上のもの、あるいは1メートル以上の棒状のものなど)は有料で収集しています。

申込み 粗大ごみ収集受付センター

☎0120-79-0053

携帯電話からは06-6377-5750

(引っ越しや大掃除で一時的に多量に出されるごみも粗大ごみとして収集します。)



※乾電池、蛍光灯、水銀体温計、インクカートリッジなどは、環境事業センターのほか区役所、一部のスーパーマーケットで回収しています。

※マタニティウェア、ベビー服、子ども服の不用品は下記問合せ先までご連絡ください。職員がご家庭まで引き取りにうかがいます(下着や汚れのひどい衣類は普通ごみにお出しください)。

※家電リサイクル法対象品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)は、大阪市では収集・運搬を行っておりません。

ごみ出しに便利なスマートフォン用ごみ分別アプリもあるよ! 詳しくはホームページを見てください!



問合せ 城北環境事業センター ☎6913-3960 FAX 6913-3674

HP <http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009337.html>